

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の運用 に関する留意事項等

平成15年2月13日
15 資省部第21号
経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部長通知

改正 平成15年 5月23日 15 資省部第22号
改正 平成19年 5月21日 19 資省部第 9号
改正 平成21年10月15日 21 資省部第 4号

第1 基準利用量の算定

1. 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成14年経済産業省令第119号。以下「規則」という。）第3条にいう「全ての電気事業者の当該年度の前年度における電気の供給量の合計量」については、毎年5月に経済産業省が電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号。以下「法」という。）の運用のために公表する前年度の全国の電気の供給量を用いるものとする。
2. 法第4条第2項に規定する「電気の供給量の見込み」については、一般電気事業者及び特定電気事業者にあつては、電気事業法（昭和39年法律第170号。）第4条に規定する事業収支見積書に記載した販売電力量を用いるものとし、特定規模電気事業者にあつては、見込みの根拠を記した文書を添付するものとする。
3. 法附則第3条に規定する経済産業大臣が定める方法により調整して得た各電気事業者の基準利用量については、自ら算出し、法第4条に基づき経済産業省に届け出るものとする。

第2 新エネルギー等電気相当量の記録

1. 新エネルギー等電気相当量の記録が行われる口座
規則第8条第1項の届出により新エネルギー等電気相当量の記録が行われる口座と、口座への記録に当たって必要となる同意書等の内容は、以下のとおりである。

(1)電気事業者が、自ら新エネルギー等電気を発電する場合

□ 座：当該電気事業者の口座

同意書等：口座に記録される新エネルギー等電気相当量に係る新エネルギー等電気を、法第5条の規定による義務履行に充てない旨の電気事業者による確認書【様式第1】

(2)発電事業者が、新エネルギー等電気の供給を行うに当たって、新エネルギー等電気相当量を供給先電気事業者に移転しない場合

□ 座：当該新エネルギー等電気を発電した発電事業者の口座

同意書等：当該新エネルギー等電気に係る新エネルギー等電気相当量の記録を、当該電気の供給元である発電事業者の口座を行うことを承諾する旨の当該新エネルギー等電気の供給を受けた電気事業者による同意書【様式第2】及び口座に記録される新エネルギー等電気相当量に係る新エネルギー等電気を、法第5条の規定による義務履行に充てない旨の当該新エネルギー等電気の供給を受けた電気事業者による確認書【様式第1】

(3)発電事業者が、新エネルギー等電気の供給を行うに当たって、新エネルギー等電気相当量を供給先電気事業者に移転する場合

□ 座：当該新エネルギー等電気の供給を受けた電気事業者の口座

同意書等：当該新エネルギー等電気に係る新エネルギー等電気相当量の記録を、当該電気の供給先である電気事業者の口座を行うことを承諾する旨の当該新エネルギー等電気を発電した発電事業者による同意書【様式第3】及び口座に記録される新エネルギー等電気相当量に係る新エネルギー等電気を、法第5条の規定による義務履行に充てない旨の当該新エネルギー等電気の供給を受けた電気事業者による確認書【様式第1】

2．重複した記録届出の取扱い

同一の新エネルギー等発電設備を用いて同一期間に発電された新エネルギー等電気については、一回に限り、規則第8条第1項の規定に基づく届出を行うことができる。

3．端数（千キロワットアワー未満の量）の取扱い

規則第8条第2項において、口座への新エネルギー等電気相当量の記録の単位を千キロワットアワーとしているが、届出書に記載された新エネルギー等電気記録量のうち、千キロワットアワー未満の量については、同一年度中に同一の新エネルギー等発電設備を用いて発電された新エネルギー等電気に係る新エネルギー等電気相当量（当該新エネルギー等電気記録量を除く。）を同一の口座に記録する際に、届出書に記載された新エネルギー等電気記録量に合算するものとする。

4．記録届出の可能な期間

ある年度中に発電した新エネルギー等電気について、新エネルギー等電気相当量として口座への記録届出をする場合は、遅くとも、当該年度の翌年度の4月1日から4月末日までの間に届出を行う必要がある。

第3 規則第8条第2項に定めるバイオマス比率の算定方法

1．一般廃棄物によるバイオマス火力発電の場合

バイオマス発電のうち、バイオマスを含む一般廃棄物を燃焼させて得られる熱を専ら用いて発電を行うものに係るバイオマス比率 b は、当該廃棄物に含まれるバイオマスの1キログラム当たり湿ベース低位発熱量 H_{lb} [kJ/kg] を廃棄物全体の1キログラム当たり湿ベース低位発熱量 H_l [kJ/kg] で除した値とし、 H_l 及び H_{lb} は、それぞれ以下の式により算出するものとする。

$$H_l = (16000x_{pa} + 17300x_{ga} + 17900x_{wo} + 18100x_{cl} + 36000x_{pl}) \times (1 - w) - 2500w \quad [\text{kJ/kg}]$$

$$H_{lb} = H_l - \left\{ 36000 - 2500 \times \left(\frac{0.27}{1 - 0.27} \right) \right\} \times (1 - w) \times x_{pl} \quad [\text{kJ/kg}]$$

16000：紙類の低位発熱量 (乾ベース) [kJ/kg]	x_{pa} ：紙類の重量比 (乾ベース) [kg/kg]
17300：厨芥類の低位発熱量 (乾ベース) [kJ/kg]	x_{ga} ：厨芥類の重量比 (乾ベース) [kg/kg]
17900：草木類(木・竹・わら類)の低位発熱量 (乾ベース) [kJ/kg]	x_{wo} ：草木類(木・竹・わら類)の重量比 (乾ベース) [kg/kg]
18100：布類の低位発熱量 (乾ベース) [kJ/kg]	x_{cl} ：布類の重量比 (乾ベース) [kg/kg]
36000：プラスチック類(ビニール、合成樹脂、 ゴム・皮革類)の低位発熱量 (乾ベース) [kJ/kg]	x_{pl} ：プラスチック類(ビニール、合成樹脂、 ゴム・皮革類)の重量比 (乾ベース) [kg/kg]
2500：水の蒸発潜熱 [kJ/kg]	w ：全体の水分比率 (湿ベース) [kg/kg]
0.27：プラスチック類の水分比率 (湿ベース) [kg/kg]	

分析の際に、紙類と布類を分別せず、紙・布類として分類している場合には、紙類の低位発熱量をもって紙・布類の低位発熱量とする。

上記の5種類の組成(紙類、厨芥類、草木類、布類、プラスチック類)の他に、不燃物類、その他類の重量比を合計すると1 [kg/kg]となる。

ここで、 x_{pa} 、 x_{ga} 、 x_{wo} 、 x_{cl} 、 x_{pl} はそれぞれ、紙類、厨芥類、草木類、布類、プラスチック類の乾ベース重量組成比であり、 w は全体の水分比率である。これらの値は旧厚生省通知(昭和52年11月4日環整95「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」)に従って測定するものとし、記録される新エネルギー等電気相当量に係る新エネルギー等電気が供給された四半期の測定値を使用するものとする。相当量記録届出時点(相当量記録届出を行わない場合にあつては義務履行状況届出時点)において当該四半期に測定を行っていない場合は、直近の測定値を用いることも差し支えない。また、相当量記録届出時点(相当量記録届出を行わない場合にあつては義務履行状況届出時点)において当該四半期に複数回測定を行っている場合には、当該測定値の平均を用いるものとする。なお、これら数値の測定後に廃棄物収集方法を変更する等、実際のバイオマス比率が測定値と相当程度異なる可能性が高い場合には、上記算定方法によって求められるバイオマス比率に適切な補正、又は再測定を行うものとする。

ただし、発電時に、廃棄物以外に石油等の非バイオマス助燃剤を用いる場合には、バイオマス比率 b は以下の式により算出する。

$$\eta_b = \frac{H_{lb}}{H_l + H_f \times f}$$

H_f : 助燃剤の低位発熱量 [kJ/kg]

f : 助燃剤の混合比 [kg/kg]

ここで、 H_f は助燃剤の低位発熱量であり、 f は助燃剤の混合比（廃棄物 1 キログラムを焼却する際に用いる助燃剤の量 [kg]）である。

2．産業廃棄物によるバイオマス火力発電の場合

バイオマス発電のうち、バイオマスを含む産業廃棄物を燃焼させて得られる熱を専ら用いて発電を行うものに係るバイオマス比率は、投入する燃料の発熱量（燃料に付着した水分の蒸発熱を含む）に占めるバイオマスである燃料の発熱量（燃料に付着した水分の蒸発熱を含む）の比率により求めるものとし、助燃剤が用いられている場合には、これを考慮した補正を加えるものとする。

具体的計算方法については、上記 1．に準じるものとするが、種類組成、重量、低位発熱量、水分量等のデータは、産業廃棄物管理票その他これに類する書面により逐次把握するものとし、このデータをもとにバイオマス比率の月平均を求めて当該月のバイオマス比率とする。

ただし、バイオマスであるかどうかの把握については、少なくとも昭和 46 年 10 月 25 日環整 45「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」別紙に定める分類以上の精度で把握するものとする。また、同通知にいう汚泥、廃油については、当該燃料をバイオマスに含める場合には、当該燃料におけるバイオマスに係る部分の内訳及びその重量・熱量を把握するものとする。

3．その他の場合

上記 1．及び 2．に準じる方法によるものとする。

4．電気事業者への計算根拠の提供

電気事業者が、バイオマス発電からの新エネルギー等電気について、規則第 8 条第 1 項の届出又は規則第 18 条第 1 項の届出を行う際には、バイオマス比率の計算根拠が必要となることから、発電事業者は、供給先電気事業者にバイオマス比率の計算根拠を提供する必要がある。

第4 法第8条第1項の勧告に係る「正当な理由」

法第8条第1項においては、経済産業大臣は、電気事業者の新エネルギー等電気の利用をする量が基準利用量に達していない場合において、その達していないことについて正当な理由がないと認められるときは、その電気事業者に対し、期限を定めて、法第5条の規定に従って新エネルギー等電気の利用をすべきことを勧告することができることとされている。

この場合における「正当な理由」は、勧告の発動の是非を判断する際に個別に検討されるものであるが、少なくとも以下に掲げる場合に該当するときは、当該各項目に定める量を下回る基準利用量未達分（複数の項目に該当する場合は、その合計量）については、正当な理由があるものとして取り扱う。

1．バンキング

届出年度の前年度に利用された新エネルギー等電気に係る新エネルギー等電気相当量のうち口座に記録されているものであって、当該前年度においては法第5条の規定に従って義務の履行に充てられなかったものがある場合：当該新エネルギー等電気相当量

2．上限価格

新エネルギー等電気相当量に係る上限価格は1キロワットアワー当たり11円とする（なお、これをもって、太陽光発電又は風力発電（事業目的を有しないもの）の発電設備から販売電力料金単価で余剰電力を購入することを妨げるものではない）。

需給の不均衡等の理由から、1キロワットアワー当たり11円以下の新エネルギー等電気相当量価格では、新エネルギー等電気相当量を確保できなかった場合：当該新エネルギー等電気相当量

3．太陽光発電

(1)平成23年度以降平成26年度までの義務履行にあつては、太陽光発電の発電設備による新エネルギー等電気（規則第1条第2項に規定する特定太陽光電気を除く。）又は新エネルギー等電気相当量の全部又は一部を義務履行又は基準利用量減少に充てた場合：当該新エネルギー等電気の量及び新エネルギー等電気相当量

(2)平成24年度以降平成27年度までの義務履行にあつては、届出年度の前年度に利用された太陽光発電の発電設備による新エネルギー等電気に係る新エネルギー等電気相当量のうち口座に記録されているものであって、当該前年度においては法第5条の規定に従って義務の履行に充てられなかったものがある場合：当該新エネルギー等電気相当量を2倍にした量。なお、この場合、当該新

エネルギー等電気相当量については、「1.バンキング」は適用しない。

4. ボロウイング

基準利用量未達分から、本項以外の正当な理由があるものを差し引いてもなお残余の量がある場合：当該残余の量（ただし、届出年度の基準利用量の20パーセントを上限とする。以下「ボロウイング量」という。）

ただし、ボロウイングを行った場合、届出年度の翌年度においては、当該翌年度において新エネルギー等電気の利用をした量から届出年度のボロウイング量を差し引いた上で、翌年度において正当な理由があるか否かの判断を行うものとする。

第5 再生利用への配慮

1. 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用を阻害しないことへの配慮

法の国会における議決に際しては、衆議院経済産業委員会において「...廃棄物発電なかんづく廃プラスチック等の石油起源廃棄物を燃料とする産業廃棄物発電の取扱いについて、...循環型社会の基本的原則にのっとり、マテリアルリサイクルの推進を阻害することのないよう」配慮すべき旨の附帯決議が、参議院経済産業委員会において「廃棄物発電とりわけ廃プラスチック等を燃料とする産業廃棄物発電の取扱いについては、廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の推進を阻害することのないよう」努めるべき旨の附帯決議が、それぞれなされているところ、廃棄物であるバイオマス熱源とする熱を電気に変換する発電設備を用いた新エネルギー等電気の発電については、かかる趣旨が十分に踏まえられることが肝要である。

2. 木質バイオマス発電を設備認定する際の確認

とりわけ、新エネルギー等発電設備が循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第2項に規定する循環資源である木質のバイオマス燃料又は原材料としたバイオマス発電設備である場合は、木質のバイオマスの再生利用の促進を著しく害することなく燃料又は原材料を調達して発電することが求められる。このため、当該木質のバイオマスの発電設備について法第9条第1項に基づく設備認定するに当たっては、木質のバイオマスの再生利用の促進を著しく害することがないことを証する書面の提出を求めるとし、木質のバイオマスの再生利用が著しく害することがないことを確認する。

第6 義務履行状況の届出

住宅用太陽光発電等に係る義務履行状況の届出については、件数が極めて多いことから、事務処理の軽減を図るため、様式第13の届出書第2表には、設備名称として住宅用太陽光発電等とのみ記載し、利用期間と新エネルギー等電気利用量は合

計を記載することで足りるものとする。なお、この方法による届出の際には、参考資料として以下の表を添付することが必要である。

No	設備名称	設備 ID	利用期間(開始)	利用期間(終了)	利用量(kWh)
1					
2					
3					

第7 法第11条に定める帳簿備付等に係る取扱い

太陽光発電又は風力発電（事業目的を有しないもの）であって10キロワット以下の発電設備により発電を行っている場合には、当該発電設備に係る法第11条に定める帳簿の備付、記載及び保存の義務については、毎月の検針票等を保管すれば足りるものとする。

また、上記の場合のうち、当該発電設備について、電気事業者が代行申請を行い、法第9条の認定を受けた場合にあつては、当該義務については、当該検針票等の写しが当該電気事業者の事務所に保管されていれば足りるものとする。

第8 その他の留意事項

1. 法施行前に締結された電力供給契約について

- (1) 電気事業者が、新エネルギー等発電者（新エネルギー等発電設備を用いて発電する者をいう。）と締結した電力供給に関する契約により供給された新エネルギー等電気に基づいて口座に記録する新エネルギー等電気相当量を、電気事業者と新エネルギー等発電者のいずれの口座に記録することとなるかは、両当事者間の合意によって決せられるべき問題である。
- (2) その際、既存の契約により供給された新エネルギー等電気に基づいて口座に記録される新エネルギー等電気相当量については、従前の契約内容を維持し、一体的な取引として電気事業者の口座に記録することも妥当な方策であると考えられる。
- (3) 前項の既存の契約とは、法の施行前に締結された電力供給に関する契約であつて、法の施行後においても事実上継続していると社会通念上認められるものをいい、有効期間満了後も法施行後にこれを延長・更新するもの、発電設備の増設や容量変更を行うものその他これらに準ずる場合を広く含むものとする。

第9 法附則第3条の基準利用量の調整方法に関する事項

1. 基準利用量調整の対象者

法附則第3条に規定する「第五条の規定の施行の際現に電気事業者である者のうち、同条の規定に従って新エネルギー等電気の利用をすることが著しく困難で

あると経済産業大臣が認めるもの」は、下表の電気事業者の欄に掲げる者とする。

2. 既存利用率の最も大きいものの既存利用率

法附則第3条に規定する基準利用量の調整に係る経済産業大臣が定める方法（平成18年経済産業省告示第210号。以下「調整告示」という。）第2号に規定する「一般電気事業者のうちその既存利用率が最も大きいもの」を下表の「既存利用率の最も大きいもの」の欄に掲げる者とし、その既存利用率をその右欄に掲げる率とする。

3. 基準利用量調整の対象者の既存利用率

調整告示第3号に規定する既存利用率は、下表の電気事業者の欄に掲げる者ごとに、それぞれ右欄に掲げる率とする。

電気事業者	
(一般電気事業者)	
東北電力株式会社	0.48%
東京電力株式会社	0.32%
中部電力株式会社	0.25%
北陸電力株式会社	0.30%
関西電力株式会社	0.40%
中国電力株式会社	0.25%
四国電力株式会社	0.19%
九州電力株式会社	0.48%
沖縄電力株式会社	0.07%
(特定電気事業者)	
諏訪エネルギーサービス株式会社	0%
東日本旅客鉄道株式会社	0%
六本木エネルギーサービス株式会社	0%
住友共同電力株式会社	0%
(特定規模電気事業者)	
ダイヤモンドパワー株式会社	0%
丸紅株式会社	0%
イーレックス株式会社	0%
新日鉄エンジニアリング株式会社	0%
サミットエナジー株式会社	0%
株式会社サニックスエナジー	0%
新日本石油株式会社	0%
GTFグリーンパワー株式会社	0%
既存利用率が最も大きいもの	
北海道電力株式会社	0.84%

様式第 1

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

事業者 I D

以下の内容の新エネルギー等電気を、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第 18 条第 2 項第 2 号に定める量として、義務履行に充てないことを確認します。

【新エネルギー等電気供給内容】

設備情報 設備名称

設備 I D

供給期間 年 月 日 ~ 年 月 日

新エネルギー等電気記録量 (kWh)

様式第 2

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

事業者 I D

以下の内容の新エネルギー等電気に係る新エネルギー等電気相当量を、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第 8 条の規定により、当該電気の供給元である発電事業者の口座に記録することを承諾します。

【新エネルギー等電気供給内容】

設備情報 設備名称

設備 I D

供給期間 年 月 日 ~ 年 月 日

新エネルギー等電気記録量 (kWh)

様式第 3

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

事業者 I D

以下の内容の新エネルギー等電気に係る新エネルギー等電気相当量を、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第 8 条の規定により、当該電気の供給先である電気事業者の口座に記録することを承諾します。

【新エネルギー等電気供給内容】

設備情報 設備名称

設備 I D

供給期間 年 月 日 ~ 年 月 日

新エネルギー等電気記録量 (kWh)

以上